

2011年受験用

社労士過去問



河野 順一 [著]

〔追 録〕

本追録は、『社労士過去問力の3000題〈2011年受験用〉』が刊行された後に公布・施行された主な法令等をフォローしたものです。本年度の社会保険労務士試験の法令等の適用範囲である平成23年4月8日現在の法令等に基づき執筆しています。

中央経済社

労働基準法

外貌の醜状障害に係る障害等級の男女格差解消（労働基準法施行規則別表第2）

外貌の醜状障害については、女性については第7級又は第12級、男性については第12級又は第14級に区分されていたが、これについて、男女差の解消を図るため、女性の等級を基本として男性の等級を引き上げるとともに、医療技術の進展を踏まえ、新たに第9級として「外貌に相当程度の醜状を残すもの」を加えることとした。（平成23年2月1日施行）

改正前	改正後
第7級（中略） 一二 女性の外貌に著しい醜状を残すもの	第7級（中略） 一二 <u>外貌に著しい醜状を残すもの</u>
第9級（中略） 一一 一足の五趾の用を廃したもの 一二 生殖器に著しい障害を残すもの	第9級（中略） 一一 一足の五趾の用を廃したもの <u>一一の二 外貌に相当程度の醜状を残すもの</u> 一二 生殖器に著しい障害を残すもの
第12級（中略） 一三 女性の外貌に醜状を残すもの 一四 男性の外貌に著しい醜状を残すもの	第12級（中略） <u>一三 削除</u> 一四 <u>外貌に醜状を残すもの</u>
第14級（中略） 九 局部に神経症状を残すもの 一〇 男性の外貌に醜状を残すもの	第14級（中略） 九 局部に神経症状を残すもの <u>（削除）</u>

※ なお、労働者災害補償保険法施行規則別表第1及び船員保険法施行規則別表においても同様の改正がなされている。

労働安全衛生法

小規模事業場における労働者の健康管理等（則15条の2）

従来、産業医を選任すべき事業場以外の事業場において労働者の健康管理等を行う者として、「地域産業保健センター事業の実施にあたり、備えている労働者の健康管理等に必要な知識を有する者の名簿に記載されている保健師」が定められていたが、地域産業保健センター事業の見直しにより、規定が改められた。（平成23年4月1日施行）

改正前	改正後
① 法第13条の2の厚生労働省令で定める者は、国が法第19条の3に規定する援助として行う労働者の健康管理に係る業務についての相談、情報の提供その他の必要な援助の事業（②において「地域産業保健センター事業」という）の実施に当たり、備えている労働者の健康管理に必要な知識を有する者の名簿に記載されている保健師とする。 ② 事業者は、産業医を選任すべき事業場以外の事業場について、法第13条の2に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるに当たっては、労働者の健康管理等を行う同条に規定する医師の選任、地域産業保健センター事業の利用等に努めるものとする。	① 法第13条の2の厚生労働省令で定める者は、<u>労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する保健師とする。</u> ② 事業者は、産業医を選任すべき事業場以外の事業場について、法第13条の2に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるに当たっては、労働者の健康管理等を行う同条に規定する医師の選任、<u>国が法第19条の3に規定する援助として行う労働者の健康管理に係る業務についての相談その他の必要な援助の事業の利用等に努めるものとする。</u>

労働者災害補償保険法

介護（補償）給付の支給額（則18条の3の4）

介護（補償）給付の支給額が次のように改正された。（平成23年4月1日施行）

改正前			改正後		
① 原則			① 原則		
	常時介護	随時介護		常時介護	随時介護
原則	実 費		原則	実 費	
最高 限度額	<u>104.730</u> 円	<u>52.370</u> 円	最高 限度額	<u>104.530</u> 円	<u>52.270</u> 円
② 親族等の介護を受けた場合			② 親族等の介護を受けた場合		
2 月目以降	常時介護	随時介護	2 月目以降	常時介護	随時介護
最低 保障額	<u>56.790</u> 円	<u>28.400</u> 円	最低 保障額	<u>56.720</u> 円	<u>28.360</u> 円

雇用保険法

雇用保険未加入者の遡及適用の改善

原則として、被保険者となったことの確認があった日の2年前の日より前の期間は被保険者期間に通算されないが、事業主が被保険者資格取得の届出を行っておらず、かつ、雇用保険料が賃金から控除されていたことが明らかな場合は、2年を超えて遡って被保険者期間に通算することとされた（法14条2項、22条5項、則33条）。（平成22年10月1日施行）

(1) 被保険者期間（法14条2項）

改正前	改正後
前項の規定により被保険者期間を計算する場合において、次に掲げる期間は、同項に規定する被保険者であった期間に含めない。 ① （略） ② 第9条の規定による被保険者となったことの確認があった日の2年前の日における被保険者であった期間	前項の規定により被保険者期間を計算する場合において、次に掲げる期間は、同項に規定する被保険者であった期間に含めない。 ① （略） ② 第9条の規定による被保険者となったことの確認があった日の2年前の日（<u>第22条第5項に規定する者にあつては、被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日</u>）前における被保険者であった期間

(2) 算定基礎期間（法22条5項）

新設条項（法22条5項）
次に掲げる要件のいずれにも該当する者（第1号に規定する事実を知っていた者を除く）に対する法第22条第4項の規定の適用については、同項中「当該確認のあった日の2年前の日」とあるのは、「次項第2号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日」とする。 一 その者に係る被保険者に関する届出がされていなかったこと。 二 厚生労働省令で定める書類に基づき、被保険者となったことの確認があった日の2年前の日より前に徴収法第32条第1項の規定により被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期があること。

※ 「厚生労働省令で定める日」は、賃金台帳等に基づき確認される被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかとなる最も古い日である（則33条1項）。

労働保険徴収法

雇用保険率の改定（平 23. 2. 10 厚労告 29 号）

平成 23 年度の雇用保険率が定められ、平成 22 年度と同様の率となった。（平成 23 年 4 月 1 日施行）

【平成 23 年度の雇用保険率】

事業の種類 保険率	雇用保険率	労働者負担 (失業等給付 に係る 保険料率のみ)	事業主負担		
			合 計	失業等給付に 係る保険料率	二事業に 係る保険料率
一般の事業	15.5/1,000	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000
農林水産・ 清酒製造業	17.5/1,000	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000
建設業	18.5/1,000	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000

特例納付保険料の創設

雇用保険未加入者について 2 年を超える遡及適用が行われた場合、事業主は、時効により徴収権が消滅した分の雇用保険料を特例納付保険料として納付することができるようになった。（平成 22 年 10 月 1 日施行）

(1) 特例納付保険料（法 26 条）

新設条項
① 雇用保険法第 22 条第 5 項に規定する者（以下「特例対象者」という）を雇用していた事業主が、雇用保険に係る保険関係が成立していたにもかかわらず、保険関係の成立の届出をしていなかった場合には、当該事業主（当該事業主の事業を承継する者を含む。以下「対象事業主」という）は、特例納付保険料として、対象事業主が納付する義務を履行していない一般保険料（所定の書類に基づき確認される被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかとなる最も古い日から当該特例対象者の離職の日までの期間に係るものであって、その徴収する権利が時効によって消滅しているものに限る）の額（雇用保険率に応ずる部分の額に限る）のうち当該特例対象者に係る額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に一定額を加算した額を納付することができる。 ② 厚生労働大臣は、対象事業主に対して、特例納付保険料の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。

(2) 特例納付保険料の額（則 56 条、57 条）

特例納付保険料の額は、基本額＋基本額×100分の10である。

基本額は、原則として、賃金台帳等所定の書類に基づき確認される被保険者負担額相当額が賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち、最も古い日から1か月の間に支払われた賃金の額及び直近1か月に支払われた賃金の額の合計額を2で除した額（当該時期のすべての月に係る賃金が明らかである場合は、当該賃金の合計額を当該月数で除した額）に、当該書類に基づき確認される被保険者負担額相当額が賃金から控除されていたことが明らかである時期の直近の日の雇用保険率及び当該最も古い日から被保険者負担額相当額が賃金から控除されていたことが明らかである時期の直近の日までの期間に係る月数を乗じて得た額とする。

労働保険事務組合に対する報奨金制度の見直し

労働保険事務組合に対する報奨金制度の見直しが行われ、交付要件の対象となる事業から「常時16人以上の労働者を使用する事業であって、当該前年度の直前の3年度のうちのいずれかの年度において常時15人以下の労働者を使用する事業に該当したもの」が削除されるとともに、報奨金の額が改正された。（平成23年4月1日施行）

(1) 交付要件（報奨金政令1条1項1号）

改正前	改正後
労働保険事務組合が委託を受けてする労働保険料の納付の状況が次の各号に該当するときは、当該労働保険事務組合に対して労働保険料に係る報奨金を交付する。 一 7月10日において、前年度の労働保険料（当該労働保険料に係る追徴金及び延滞金を含む。以下「前年度の労働保険料等」という。）であって、次に掲げる事業の事業主の委託に係るものにつき、その確定保険料の額（労働保険料に係る追徴金又は延滞金を納付すべき場合にあっては、確定保険料の額と当該追徴金又は延滞金の額との合計額）の合計額の100分の95以上の額が納付されていること。ただし、同日において当該確定保険料の額の合計額の100分の95以上の額が納付されていないことが天災その他やむを得ない理由によるものであるときは、同日後の日で厚生労働大臣が定める日までに当該確定保険料	労働保険事務組合が委託を受けてする労働保険料の納付の状況が次の各号に該当するときは、当該労働保険事務組合に対して労働保険料に係る報奨金を交付する。 一 7月10日において、前年度の労働保険料（当該労働保険料に係る追徴金及び延滞金を含む。以下「前年度の労働保険料等」という。）であって、 <u>常時15人以下の労働者を使用する事業</u> の事業主の委託に係るものにつき、その確定保険料の額（労働保険料に係る追徴金又は延滞金を納付すべき場合にあっては、確定保険料の額と当該追徴金又は延滞金の額との合計額）の合計額の100分の95以上の額が納付されていること。ただし、同日において当該確定保険料の額の合計額の100分の95以上の額が納付されていないことが天災その他やむを得ない理由によるものであるときは、同日後の日で厚生労働大臣が定める日ま

の額の合計額の 100 分の 95 以上の額が納付されていること。 イ 常時 15 人以下の労働者を使用する事業 ロ 常時 16 人以上の労働者を使用する事業であって、当該前年度の直前の 3 年度のうちのいずれかの年度において常時 15 人以下の労働者を使用する事業に該当したもの（15 人以下事業該当年度以降当該前年度まで引き続き当該事業の事業主が当該事業についての労働保険料の納付を当該労働保険事務組合に委託しているものに限る。）	でに当該確定保険料の額の合計額の 100 分の 95 以上の額が納付されていること。 (イ、ロ 削除)
--	--

※ なお、一般拠出金の納付に係る報奨金についても、同様の改正が行われている。

(2) 報奨金の額（報奨金政令 2 条）

改正前	改正後
① 労働保険料に係る報奨金の額 交付要件となる事業の区分に応じて算定された額の合計額 <u>原則の計算式</u> 当該事業の事業主の委託を受けて納付した前年度の労働保険料（督促を受けて納付した労働保険料を除く）の額（その額が確定保険料の額を超えるときは、当該確定保険料の額）$\times 100$ 分の 2.5 + 厚生労働省令で定める額 ② 一般拠出金に係る報奨金の額 交付要件となる事業の区分に応じて算定された額の合計額 <u>原則の計算式</u> 当該事業の事業主の委託を受けて納付したその年度の一般拠出金（督促を受けて納付した一般拠出金を除く）の額（その額が一般拠出金の確定額を超えるときは、当該一般拠出金の確定額）$\times 100$ 分の 3.5	① 労働保険料に係る報奨金の額 <u>次のいずれか低い額</u> (a) <u>1,000 万円</u> (b) <u>常時 15 人以下の労働者を使用する事業</u>の事業主の委託を受けて納付した前年度の労働保険料（督促を受けて納付した労働保険料を除く）の額（その額が確定保険料の額を超えるときは、当該確定保険料の額）$\times 100$ 分の 2 + 厚生労働省令で定める額 ② 一般拠出金に係る報奨金の額 <u>前年度に常時 15 人以下の労働者を使用する事業</u>の事業主の委託を受けて納付したその年度の一般拠出金（督促を受けて納付した一般拠出金を除く）の額（その額が一般拠出金の確定額を超えるときは、当該一般拠出金の確定額）$\times 100$ 分の 3.5

※ なお、改正後の①(a)1,000 万円とあるのは、平成 23 年度においては「3,000 万円」、平

成 24 年度においては「2,000 万円」とされている。

電子情報処理組織による申請書の提出等（則 80 条）

徴収則の規定により事業主が行うこととされている申請書の提出等の手続のうち一定のものについて、社会保険労務士等が、当該手続を電子申請により代行する場合には、当該事業主と当該社会保険労務士等との間に手続代行契約関係があることを証明できる電磁的記録を添付することをもって、当該事業主の電子署名等に代えることができることとされた。（平成 23 年 2 月 1 日施行）

新設条項（則 80 条 1 項）
この省令の規定により、事業主が厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長又は都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官若しくは都道府県労働局労働保険特別会計資金前渡官吏（以下この条において「厚生労働大臣等」という）に対して行う申請書、申告書、報告書等の提出（一定の申請書、始動票札受領通帳、印紙保険料納付状況報告書及び印紙保険料納付計器使用状況報告書並びに特例納付保険料の納付の申出に係る書面の提出を除く）並びに届出（第 40 条第 2 項及び第 50 条第 4 項の規定による届出を除く）及び申出（一定の申出を除く）（以下この条において「申請書の提出等」という）について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下「社会保険労務士等」という）が、情報通信技術利用法の規定により電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法の規定に基づき当該申請書の提出等を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士等が当該事業主の職務を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該申請書の提出等と併せて送信することをもって、電子署名を行い、電子証明書を当該申請書の提出等と併せて送信することに代えることができる。 ※ なお、労働保険事務組合が電子申請により一定の提出代行もしくは届書の提出を行う場合についても、所定の事項を証明することができる電磁的記録を当該申請書の提出等もしくは当該届書の提出と併せて送信することをもって、電子署名を行い、電子証明書を当該申請書の提出等と併せて送信することに代えることができる。

健康保険法

定時決定時における保険者算定の対象の追加

業務の性質上、季節的に報酬が変動することにより、通常の方法によって定時決定を行うことが著しく不当であると認められる場合について、新たに保険者算定の対象となった（平 23.3.31 保発 0331 第 17 号、年発 0331 第 9 号）。なお、厚生年金保険の標準報酬についても同様である。（平成 23 年 4 月 1 日施行）

改正後	
1	定時決定 標準報酬月額の前定時決定に際し、健康保険法 44 条 1 項又は厚生年金保険法 24 条 1 項の規定により、保険者において算定する場合は、健康保険法 41 条 1 項又は厚生年金保険法 21 条 1 項の規定により算定することが困難である場合を除き、次に掲げる場合とすること。 (1) 4、5、6 月の 3 か月間において、3 月分以前の給料の遅配分を受け、又は、さかのぼった昇給によって数月分の差額を一括して受ける等通常受けるべき報酬（健康保険法 3 条 5 項ただし書及び厚生年金保険法 3 条 1 項 5 号ただし書の規定に該当するもの以外の報酬）以外の報酬を当該期間において受けた場合 (2) 4、5、6 月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合 (3) 4、5、6 月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合 (4) <u>当年の 4、5、6 月の 3 か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の 7 月から当年の 6 月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間に 2 等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合</u> 2 （略）

70 歳から 74 歳の被保険者等に係る一部負担金等の見直しの凍結

医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律を除く）の規定による被保険者又は被扶養者（現役並み所得者を除く）であって、70 歳から 74 歳である者に係る一部負担金等の負担割合は、本来 2 割負担であるところ、平成 23 年 3 月 31 日まで 1 割負担とする凍結措置がとられていたが、平成 24 年 3 月 31 日までの凍結措置を延長することとされた。なお、軽減特例措置の対象者に係る高額療養費算定基準額の凍結措置については平成 24 年 3 月 31 日まで、介護合算算定基準額については平成 24 年 7 月 31 日までそれぞれ延長されることとされた（平成 22.12.20 保発 1220 第 3 号他）。（平成 23 年 4 月 1 日施行）

出産育児一時金制度

出産育児一時金の支給額が、引き続き 1 児につき 39 万円（産科医療補償制度加入の医療機関等における出産については 42 万円）となった。また、出産育児一時金の医療機関等へ

の直接支払制度が簡素化されるとともに、新たに受取代理制度が創設された。（平成23年4月1日施行）

(1) 支給額（令36条）

従来、法本則の支給額は1児につき35万円、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産については特例として1児につき39万円とされていたが、法本則の支給額が1児につき39万円となった。また、産科医療補償制度に加入している医療機関等において出産したときは、引き続き3万円を超えない範囲内で保険者が定める額（3万円）が加算される。

改正後	
産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産	1児につき42万円
産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産	1児につき39万円

(2) 直接支払制度（平23.1.31保発0131第2号他）

出産育児一時金の請求と受け取りを、被保険者等に代わって医療機関等が行う「直接支払制度」について、『「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱』が平成23年1月31日に制定されるとともに、直接支払制度の手続の簡素化が行われた。

(3) 受取代理制度（平23.1.31保発0131第2号他）

直接支払制度の導入が困難な小規模施設等において、受取代理の仕組みが制度化され、被保険者等が出産育児一時金の請求を行う際、出産する医療機関等にその受け取りを委任することによって、医療機関等へ直接出産育児一時金が支給される「受取代理制度」が創設された。なお、『「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱』が平成23年1月31日に制定されている。

※ 直接支払制度、受取代理制度は、ともに窓口での被保険者の負担を軽減するための制度である。

協会けんぽの保険料率の改定

協会けんぽの保険料率が、平成22年3月分（任意継続被保険者及び日雇特例被保険者は4月分）から、大幅に引き上げられた。（平成22年3月分（一部4月分）から適用）

	平成22年度	平成23年度
一般保険料率	平均保険料率： <u>9.34%</u>	平均保険料率： <u>9.50%</u>
介護保険料率	<u>1.50%</u>	<u>1.51%</u>

国民年金法

障害基礎年金に係る加算額の対象拡大（法33条の2他）（平成23年4月1日施行）

(1) 加算要件（法33条の2第1項）

従来、障害基礎年金の加算は、受給権取得時に加算要件を満たす子がいる場合に行われていたが、受給権取得後に子の出生などにより加算要件を満たす場合においても加算が行われるようになった。

改正前	改正後
受給権者がその権利を取得した当時その者によって生計を維持していたその者の子で、次のいずれかに該当する子があるときは、障害基礎年金の額に加算が行われる。 ① 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 ② 20歳未満であって障害等級（1級又は2級）に該当する障害の状態にある子	受給権者によって生計を維持しているその者の子で、次のいずれかに該当する子があるときは、障害基礎年金の額に加算が行われる。 ① 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 ② 20歳未満であって障害等級（1級又は2級）に該当する障害の状態にある子

(2) 加算額の増額改定（法33条の2第2項）

改正前	改正後
受給権者がその権利を取得した当時胎児であった子が生まれたときは、その子は、受給権者がその権利を取得した当時その者によって生計を維持していた子とみなし、その生まれた日の属する月の翌月から、障害基礎年金の額を改定する。	<u>受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持しているその者の子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び20歳未満であって障害等級に該当する障害の状態にある子に限る）を有するに至ったことにより、子の加算額を加算することとなったときは、当該子を有するに至った日の属する月の翌月から、障害基礎年金の額を改定する。</u>

(3) 子を有するに至ったときの届出（則33条の3）

従来、加算額の増額改定が行われるときに行うべき「胎児出生の届出」が「子を有するに至ったときの届出」と改正された。

改正前	改正後
（胎児出生の届出） 第33条の3 1 障害基礎年金の受給権者は、法第33条の	<u>（子を有するに至ったときの届出）</u> 第33条の3 1 障害基礎年金の受給権者は、<u>子（法第33</u>

2 第 2 項に規定する胎児が出生したときは、当該事実があった日から 14 日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。 一 氏名、生年月日及び住所 一の二 基礎年金番号 二 障害基礎年金の年金証書の年金コード 三 出生した子の氏名及び生年月日	<u>条の 2 第 2 項に規定する子をいう。以下この条において同じ</u>)を有するに至ったときは、当該事実があった日から 14 日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。 一 氏名、生年月日及び住所 一の二 基礎年金番号 二 障害基礎年金の年金証書の年金コード 三 <u>子の氏名及び生年月日</u> <u>四 子を有するに至った年月日及びその事由</u>
2 前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一 出生した子の生年月日及びその子と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本 二 出生した子が令第 4 条の 6 に定める障害の状態にあるときは、その障害の状態に関する医師の診断書	2 前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一 <u>子の生年月日及びその子と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本</u> <u>一の二 子が受給権者によって生計を維持していることを明らかにすることができる書類</u> 二 <u>子が令第 4 条の 6 に定める障害の現状にあるときは、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書</u> <u>三 前号の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の現状を示すレントゲンフィルム</u>

平成 23 年度の保険料と年金額

平成23年度における保険料と年金額は次のとおりとなった。（平成23年 4 月 1 日施行）

(1) 保険料（法 87 条 3 項、国民年金法による改定率の改定等に関する政令 2 条）

平成 23 年度の保険料改定率が 0.984 に改定され、平成 23 年度の国民年金の保険料額は、
 平成 23 年度の法定保険料額（15,260 円）×平成 23 年度の保険料改定率（0.984）÷ 15,020
円となった。

	平成 22 年度	平成 23 年度
保険料改定率	1.008	<u>0.984</u>
保険料額	15,100 円	<u>15,020</u> 円

(2) 年金額

- ① 平成 23 年度における改定率の改定（国民年金法による改定率の改定等に関する政令 1 条）

平成 23 年度の改定率は、0.985とされた。

平成 22 年度	平成 23 年度
0.992	<u>0.985</u>

- ② 平成 23 年度の物価スライド率

平成 23 年度は、物価スライド特例措置による年金額が支給されるため、マクロ経済スライドによる調整は行われない。

物価スライド特例措置による年金額については、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の年金額引き下げの年（平成 23 年度の年金額については、平成 17 年）の物価水準を下回った場合は、その分だけ年金額を引き下げることになっている。

平成 22 年の物価は、対前年比では－0.7%となったものの、基準となる平成 17 年の物価と比べて－0.4%となったことから、平成 23 年度の物価スライド率は 0.981 となった。

平成 22 年度	平成 23 年度
0.985	<u>0.981</u>

- ③ 平成 23 年度の年金額

平成 23 年度の年金額は、物価スライド特例措置により、前年度の年金額から 0.4%引き下げた額となる。

- (a) 老齢基礎年金（満額）

平成 23 年度の老齢基礎年金（満額）は、788,900 円となった。

法定の額	物価スライド特例措置による額	
	平成 22 年度価額	平成 23 年度価額
780,900 円×改定率	804,200 円×0.985÷792,100 円	804,200 円×0.981÷ <u>788,900 円</u>

- (b) 振替加算

平成 23 年度の振替加算の基準額は、227,000 円となった。

法定の額	物価スライド特例措置による額	
	平成 22 年度価額	平成 23 年度価額
224,700 円×改定率×受給権者の生年月日に応じ政令で定める率	231,400 円×生年月日に応じた率×0.985÷（227,900 円～15,300 円）	231,400 円×生年月日に応じた率×0.981÷（ <u>227,000 円</u> ～ <u>15,200 円</u> ）

- (c) 障害基礎年金

【基本額】

平成 23 年度の障害基礎年金の基本額は、障害等級 1 級の場合 986,100 円、2 級の場合 788,900 円となった。

障害 等級	法定の額	物価スライド特例措置による額	
		平成 22 年度価額	平成 23 年度価額
1 級	780,900 円×改定率×125/100	792,100 円 ×125/100≒990,100 円	788,900 円 ×125/100≒ <u>986,100 円</u>
2 級	780,900 円×改定率	804,200 円 ×0.985≒792,100 円	804,200 円 ×0.981≒ <u>788,900 円</u>

【子の加算額】

平成 23 年度の障害基礎年金に係る子の加算額は、第 1 子及び第 2 子については 1 人につき 227,000 円、第 3 子以降については 1 人につき 75,600 円となった。

	法定の額	物価スライド特例措置による額	
		平成 22 年度価額	平成 23 年度価額
第 1 子・第 2 子	224,700 円×改定率	231,400 円 ×0.985≒227,900 円	231,400 円 ×0.981≒ <u>227,000 円</u>
第 3 子以降	74,900 円×改定率	77,100 円 ×0.985≒75,900 円	77,100 円 ×0.981≒ <u>75,600 円</u>

(d) 遺族基礎年金

【基本額】

平成 23 年度の遺族基礎年金の基本額は、788,900 円となった。

法定の額	物価スライド特例措置による額	
	平成 22 年度価額	平成 23 年度価額
780,900 円×改定率	804,200 円×0.985≒792,100 円	804,200 円×0.981≒ <u>788,900 円</u>

【妻に支給する加算額】

平成 23 年度の遺族基礎年金に係る子の加算額（妻に支給する額）は、第 1 子及び第 2 子については 1 人につき 227,000 円、第 3 子以降については 1 人につき 75,600 円となった。

	法定の額	物価スライド特例措置による額	
		平成 22 年度価額	平成 23 年度価額
第 1 子・第 2 子	224,700 円×改定率	231,400 円 ×0.985≒227,900 円	231,400 円 ×0.981≒ <u>227,000 円</u>
第 3 子以降	74,900 円×改定率	77,100 円 ×0.985≒75,900 円	77,100 円 ×0.981≒ <u>75,600 円</u>

【子に支給する加算額】

平成 23 年度の遺族基礎年金に係る子の加算額（子に支給する額）は、第 2 子については 227,000 円、第 3 子以降については 1 人につき 75,600 円となった。

	法定の額	物価スライド特例措置による額	
		平成 22 年度価額	平成 23 年度価額
第 2 子	224,700 円×改定率	231,400 円 ×0.985≒227,900 円	231,400 円 ×0.981≒ <u>227,000</u> 円
第 3 子以降	74,900 円×改定率	77,100 円 ×0.985≒75,900 円	77,100 円 ×0.981≒ <u>75,600</u> 円

脱退一時金

基準月が平成 23 年度に属する場合の脱退一時金の支給額が次のとおりとなった。（平成 23 年 4 月 1 日施行）

平成 22 年度		平成 23 年度	
対象月数	金 額	対象月数	金 額
6 月以上 12 月未満	45,300 円	6 月以上 12 月未満	<u>45,060</u> 円
12 月以上 18 月未満	90,600 円	12 月以上 18 月未満	<u>90,120</u> 円
18 月以上 24 月未満	135,900 円	18 月以上 24 月未満	<u>135,180</u> 円
24 月以上 30 月未満	181,200 円	24 月以上 30 月未満	<u>180,240</u> 円
30 月以上 36 月未満	226,500 円	30 月以上 36 月未満	<u>225,300</u> 円
36 月以上	271,800 円	36 月以上	<u>270,360</u> 円

基礎年金番号の告知を求めることができる者（則 97 条 1 項）

政府管掌年金事業の運営に関する事務の遂行のために必要がある場合に、基礎年金番号を告知することを求めることができる者として、郵便局株式会社が追加された。（平成 23 年 2 月 28 日施行）

厚生年金保険法

障害厚生年金に係る加給年金額の対象拡大（法50条の2他）（平成23年4月1日施行）

(1) 加給要件（法50条の2第1項）

従来、障害基礎年金の加算は、受給権取得時に加算要件を満たす配偶者がいる場合に行われていたが、受給権取得後に結婚などにより加算要件を満たす場合においても加算が行われるようになった。

改正前	改正後
障害の程度が障害等級の1級又は2級に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によって生計を維持していたその者の65歳未満の配偶者があるときは、加給年金額を加算する。	障害の程度が障害等級の1級又は2級に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、 <u>受給権者によって生計を維持しているその者の65歳未満の配偶者が</u> あるときは、加給年金額を加算する。

(2) 加給年金額の増額改定（法50条の2第3項）

新たに増額改定に関する規定が設けられた。

新設条項
<u>3 受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持しているその者の65歳未満の配偶者を有するに至ったことにより加給年金額を加算することとなったときは、当該配偶者を有するに至った日の属する月の翌月から、障害厚生年金の額を改定する。</u>

(3) 配偶者を有するに至ったときの届出（則47条の3）

新たに「配偶者を有するに至ったときの届出」の条項が設けられた。

新設条項
<u>（配偶者を有するに至ったときの届出）</u> <u>第47条の3 1級又は2級の障害の状態にある障害厚生年金の受給権者は、配偶者（法第50条の2第3項に規定する配偶者をいう。以下この条において同じ）を有するに至ったときは、当該事実のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。</u> <u>一 受給権者の生年月日及び住所</u> <u>二 基礎年金番号</u> <u>三 障害厚生年金の年金証書の年金コード</u> <u>四 配偶者の氏名及び生年月日</u> <u>五 配偶者を有するに至った年月日及びその事由</u>

2 前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 配偶者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本
- 二 配偶者が国民年金法施行規則第1条各号に規定する者のいずれかに該当するときは、配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- 三 配偶者が受給権者によって生計を維持していることを明らかにすることができる書類

平成 23 年度の年金額等（平成 23 年 4 月 1 日施行）

(1) 平成 23 年度の年金額

① 平成 23 年度の物価スライド率

平成 23 年度の物価スライド率は、平成 22 年の物価が、基準となる平成 17 年の物価と比べて－0.4%となったことから、0.981となった。

なお、平成 23 年度は、物価スライド特例措置が適用されるため、マクロ経済スライドによる調整は行われない。

改正前	改正後
0.985	<u>0.981</u>

② 平成 23 年度の年金額

(a) 老齢厚生年金の加給年金額

	法定の額	物価スライド特例措置による額	
		平成 22 年度価額	平成 23 年度価額
配偶者	224,700 円×改定率	227,900 円	<u>227,000</u> 円
第 1 子・第 2 子	224,700 円×改定率	227,900 円	<u>227,000</u> 円
第 3 子以降	74,900 円×改定率	75,900 円	<u>75,600</u> 円

(b) 老齢厚生年金の配偶者加給年金額に係る特別加算額

受給権者の生年月日	法定の額	物価スライド特例措置による額	
		平成 22 年度価額	平成 23 年度価額
昭 9.4.2 ～昭 15.4.1	33,200 円×改定率	33,600 円	<u>33,500</u> 円
昭 15.4.2～昭 16.4.1	66,300 円×改定率	67,300 円	<u>67,000</u> 円
昭 16.4.2～昭 17.4.1	99,500 円×改定率	101,000 円	<u>100,600</u> 円
昭 17.4.2～昭 18.4.1	132,600 円×改定率	134,600 円	<u>134,000</u> 円
昭 18.4.2～	165,800 円×改定率	168,100 円	<u>167,500</u> 円

(c) 障害厚生年金の最低保障額

法定の額	物価スライド特例措置による額	
	平成 22 年度価額	平成 23 年度価額
障害基礎年金 2 級の額×4 分の 3	594,200 円	<u>591,700</u> 円

(d) 障害厚生年金の加給年金額

法定の額	物価スライド特例措置による額	
	平成 22 年度価額	平成 23 年度価額
224,700 円×改定率	227,900 円	<u>227,000</u> 円

(e) 遺族厚生年金の中高齢寡婦加算

法定の額	物価スライド特例措置による額	
	平成 22 年度価額	平成 23 年度価額
遺族基礎年金の基本額×4 分の 3	594,200 円	<u>591,700</u> 円

(2) 老齢厚生年金の従前額保障における従前額改定率（平 12 法附則 21 条）

平成 23 年度の従前額改定率は、0.986とされた。

平成 22 年度	平成 23 年度
0.993	<u>0.986</u>

(3) 在職老齢厚生年金

① 平成 23 年度 4 月以後の支給停止調整額

平成 23 年度 4 月以後の支給停止調整額は、46 万円とされた。

平成 22 年度	平成 23 年度
47 万円	<u>46</u> 万円

② 平成 23 年度 4 月以後の支給停止調整変更額

平成 23 年度 4 月以後の支給停止調整変更額は、46 万円とされた。

平成 22 年度	平成 23 年度
47 万円	<u>46</u> 万円

③ 障害手当金の最低保障額

平成 23 年度の障害手当金の最低保障額は、1,153,800 円となった。

平成 22 年度価額	平成 23 年度価額
1,162,000 円	<u>1,153,800</u> 円

労務管理その他の労働に関する一般常識

中小企業退職金共済法関連（平成23年1月1日施行）

(1) 小規模企業共済法に規定する共済契約者（則2条3号の3，3条3号）

「小規模企業共済法に規定する共済契約者」について、新たに包括加入の適用除外対象とされた。また、契約締結の拒絶理由として、「当該申込みに係る被共済者が小規模企業共済法に規定する共済契約者又は偽りその他不正行為によって特定業種退職金共済契約による退職金の支給を受け、又は受けようとした被共済者であつて、その退職金の支給を受け、又は受けようとした日から1年を経過していないものに該当する者であること」とされた。

(2) 同居の親族のみを雇用する事業に雇用される者（則4条他）

中退共制度への加入が認められていなかった同居の親族のみを雇用する事業に雇用される者であっても、使用従属関係が認められる者については、中退共制度の従業員として取り扱うことができるようになった。

社会保険に関する一般常識

介護保険法関連（平成23年4月1日施行）

(1) 要介護認定に係る有効期間の見直し（則38条1項）

要介護認定有効期間について、市町村が介護認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合は、3月間から12月間まで（6月間を除く）の範囲内で定めることができるようになった。

改正前	改正後
要介護認定有効期間は、第1号に掲げる期間と第2号に掲げる期間を合算して得た期間とする。 一 要介護認定が効力を生じた日から当該日が属する月の末日までの期間 二 6月間（市町村が認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合にあっては、3月間から5月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間）	要介護認定有効期間は、第1号に掲げる期間と第2号に掲げる期間を合算して得た期間とする。 一 要介護認定が効力を生じた日から当該日が属する月の末日までの期間 二 6月間（市町村が認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合にあっては、3月間から5月間（<u>法第29条第1項の規定による要介護状態区分の変更の認定又は要支援更新認定（法第33条第2項に規定する要支援更新認定をいう。以下同じ）の申請であって法第35条第4項の規定により法第27条第1項の申請とみなされたものに係る要介護認定を行う場合にあっては、12月間</u>）までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間（6月間を除く））

(2) 要支援認定に係る有効期間の見直し（則52条1項）

要支援認定有効期間について、市町村が介護認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合は、3月間から12月間まで（6月間を除く）の範囲内で定めることができるようになった。

改正前	改正後
要支援認定有効期間は、第1号に掲げる期間と第2号に掲げる期間を合算して得た期間とする。 一 要支援認定が効力を生じた日から当該日が属する月の末日までの期間 二 6月間（市町村が認定審査会の意見に基	要支援認定有効期間は、第1号に掲げる期間と第2号に掲げる期間を合算して得た期間とする。 一 要支援認定が効力を生じた日から当該日が属する月の末日までの期間 二 6月間（市町村が認定審査会の意見に基

づき特に必要と認める場合にあっては、3月間から5月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間)	づき特に必要と認める場合にあっては、3月間から5月間（<u>法第33条の2第1項の規定による要支援状態区分の変更の認定又は要介護更新認定の申請であつて法第35条第2項の規定により法第32条第1項の申請とみなされたものに係る要支援認定を行う場合にあっては、12月間</u>）までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間（<u>6月間を除く</u>）
---	---

平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律

「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」が「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律」と改称され、平成23年9月まで引き続き子ども手当（月額13,000円）が支給されることになった。（平成23年4月1日施行）

支給額	子ども1人につき月額13,000円
支給期間	受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から、平成23年9月（同年9月末日までに子ども手当を支給すべき事由が消滅した場合には、当該子ども手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月）まで
支給月	平成22年6月及び10月並びに平成23年2月、6月、及び10月に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

社会保障協定の発効

平成22年12月1日、新たにスペイン及びアイルランドとの社会保障協定が発効された。これにより、わが国が社会保障協定を締結（発効済み）している国は、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランドの12か国となった。（平成22年12月1日発効）

『社労士過去問力の 3000 題〈2011 年受験用〉』正誤表

頁	問題／解答・解説	番号	誤	正
第 6 章 健康保険法				
388	問題	117	地方社会保険事務局長若しくは社会保険事務所長※	日本年金機構
432	問題	322	任意継続被保険者	被保険者
第 7 章 国民年金法				
485	解答	114	○	×
510	問題	242	(平成 21 年度 価額)	(平成 22 年度 価額)
547	解答	426	×	○
546	問題	428	厚生労働大臣の指定する当該職員	厚生労働大臣
第 8 章 厚生年金保険法				
573	解説	59	5／6	6／5
603	解答	186	×	○
P.562～P.564 の厚生年金保険法第 9 問～第 13 問については、題意を表すのに必要な文章が抜けており、それぞれ単独では問題として成立していないため、厚生年金保険法第 9 問として、次のように訂正させていただきます。				
第 9 問 日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。 A 被保険者の資格の取得及び喪失に係る厚生労働大臣の確認。ただし、適用事業所以外の事業所に使用される 70 歳未満の者で厚生労働大臣の認可を受けて被保険者の資格を取得又は喪失するとき、及び厚生労働大臣の認可を受けて適用事業所でなくすることになった被保険者の資格の喪失を除く。 B 厚生労働大臣自らが行うことを妨げないとされている、年金たる保険給付の受給権を有し、又はその者について加算が行われている子に対して、その指定する医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させる権限。 C 厚生年金保険法第 9 章「厚生年金基金及び企業年金連合会」に規定する厚生労働大臣の権限のうち、厚生年金基金に係る権限の一部。 D 離婚分割における第 1 号改定者及び第 2 号改定者の標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定を行う権限。 E 適用事業所の取消しの認可、2 以上の適用事業所（船舶を除く）を一の適用事業所とすることの承認。				

解 答		解 説		
第 9 問	C	初 中 上	厚生労働大臣の権限のうち、厚生年金基金に係る権限の一部に係る事務は日本年金機構に委任されていない（法 100 条の 4 第 1 項）。なお、厚生年金保険法第 9 章に規定する厚生労働大臣の権限のうち厚生年金基金に係るものは、厚生労働省令の定めるところにより、その一部を地方厚生局長に委任できるとされている。	
613	問題	234	被保険者	被保険者
639	解答	346	○	×